

## 川崎市公告第673号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 8年 2月26日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

川崎市立幸図書館貸出・返却カウンター業務等委託

#### (2) 履行場所

川崎市幸区戸手本町1-11-2 川崎市立幸図書館

#### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

#### (4) 業務概要

川崎市立幸図書館の貸出カウンター業務、返却カウンター業務、予約回送資料の処理・受取業務、書庫出納業務、返却資料の配架業務、寄贈資料の装備業務等。詳細は仕様書によります。

### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「その他」で登録されている者。
- (4) 令和2年4月1日以降に年間の資料貸出数200,000点以上の公共図書館において1  
(4)業務概要と同等の図書館業務の委託契約または図書館指定管理者契約を2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

### 3 入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込をしなければなりません。

#### (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所

〒211-0063

川崎市中原区小杉町3-1301

川崎市立中原図書館6階事務室 担当 河野

電話 044-722-4932

FAX 044-733-7524

E-mail 88nakato@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月4日(水)まで

(ただし、土曜日・日曜日を除く)

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 実績調書及び2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参してください。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和8年3月5日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 入札説明書、仕様書、質問書等の交付

競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書、仕様書・質問書等を当該委任先メールアドレスに送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付または3(1)の場所で令和8年3月5日(木)午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時まで直接交付します。

6 仕様書等に関する質問・回答

次により仕様書等の内容に関し質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんのでご注意ください。

(1) 質問受付日

令和8年3月5日(木)午前9時30分から令和8年3月10日(火)午後5時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問書の受付方法

電子メール、FAXまたは持参

電子メール及びFAX後には必ず3(1)の所管課まで電話連絡をしてください。

また、持参の場合、土日及び正午から午後1時の間を除きます。

(4) 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を、令和8年3月12日(木)までに全ての入札参加者へ電子メールまたはFAXにて送付します。  
なお、回答後の再質問は受付しません。

## 7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札及び開札の手続等

### (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和8年3月17日(火) 午前10時

イ 入札場所 川崎市立中原図書館 6階多目的室

### (2) 入札書の提出方法 持参

### (3) 入札保証金

免除とします。

### (4) 開札の日時・場所

8(1)に同じ。

### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とします。

ただし、著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続き等

### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に替えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

### (2) 前払金 無

### (3) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札

情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 10 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、令和8年川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。